ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

(5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(9)及び(10)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(6)・(7)　（略）

(8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第四号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(10)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(10)において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める書類を添付することを要しない。

一～四　（略）

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十八号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条の六の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	
別表八（第三十五条の十二関係）	
第一　有害動物	
(一)　節足動物	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
	Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）
	Bactrocera tau（セグロウリミバエ）

改正前	
別表八（第三十五条の十二関係）	
第一　有害動物	
(一)　節足動物	*Bactrocera cucurbitae*（ウリミバエ）
	Bactrocera dorsalis species complex（ミカンコミバエ種群）
	Bactrocera tau（セグロウリミバエ）

ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項

(1)～(4)　（略）

(5)　農地所有適格法人の構成員のその農地所有適格法人の行う農業（農地法第二条第三項第一号に規定する農業をいう。(8)及び(9)において同じ。）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(6)・(7)　（略）

(8)　農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成十四年法律第五十二号）第五条に規定する承認会社（第五号において「承認会社」という。）が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員の株主の氏名又は名称及びその有する議決権

(9)　農地所有適格法人の理事等（農地法第二条第三項第三号に規定する理事等をいう。(9)において同じ。）の氏名及び住所並びにその農地所有適格法人の行う農業への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

(10)　農地所有適格法人の理事等又は使用人（農地法第二条第三項第四号に規定する使用人をいう。以下(9)において同じ。）のうち、その農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業に従事する者の役職名及び氏名並びにその農地所有適格法人の行う農業に必要な農作業（その者が使用人である場合には、その農地所有適格法人の行う農業及び農作業）への従事状況及び賃借権の設定等を受けた後における従事計画

ハ～ヘ　（略）

二～八　（略）

3　前項の規定にかかわらず、農地中間管理機構は、次の各号に掲げる場合には、同項の農用地利用集積等促進計画にその旨を記載してそれぞれ当該各号に定める書類の添付を省略することができる。

一～四　（略）